

ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務委託に係る
事業者選定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 ケアラー伴走支援体制整備事業（以下「事業」という。）について、委託契約を行う業者を選定するに当たり、業者からの提案について適切かつ公正な判定を行うため、当該事業の委託に係る公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業に関する企画提案書の審査
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員3名をもって組織する。

2 委員会の委員長及び委員は、別紙のとおりとする。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、山梨県総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課総合県民企画室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年7月28日から施行し、契約締結の日に効力を失う。

【別紙】

ケアラー伴走支援体制整備事業普及啓発業務委託に係る
事業者選定等委員会 委員名簿

	職名	氏名	備考
委員長	総合県民支援局総合県民企画室 室長	若野 宏美	庁内
委員	高度政策推進局広聴広報グループ 政策企画監	折居 誠	庁内
委員	一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 会長	那須 美幹	外部
委員	公益財団法人山梨総合研究所 主任研究員	宇佐美 淳	外部